

核都市広域幹線道路(埼玉新都心線～東北道付近)地元検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「核都市広域幹線道路（埼玉新都心線～東北道付近）地元検討会」（以下、「検討会」と称する。

(目的)

第2条 検討会は、圏央道と外環道間の東西方向の連携を強化する観点から、埼玉新都心線～東北道間を優先し、概略計画の検討(計画段階評価を含む)を進めるための指導、助言を行うことを目的とする。

(検討調整事項)

第3条 検討会は、次の事項について検討と調整、検証を行う。

- (1) さいたま市周辺地域における交通状況、土地利用、道路網の課題把握
- (2) 当該地域における課題への対応方針の検討
- (3) 見沼田圃を始め生活環境、自然環境、歴史・文化資源等に配慮するための検討
- (4) 当該地域における新たな道路網の必要性・効果の検討
- (5) その他必要な事項

(構成)

第4条 検討会の委員は、別紙の委員で構成する。

- 2 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、検討会での検討と調整、概略計画をとりまとめ、計画段階評価の手続きまでとする。

(委員長)

第6条 委員長は、検討会委員の中から互選により充てる。

- 2 委員長は、検討会の会務を総括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(検討会の運営)

第7条 検討会は、委員長の発議に基づいて開催する。

- 2 検討会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(透明性の確保)

第8条 透明性の確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 3 会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所計画課と埼玉県県土整備部県土整備政策課、さいたま市建設局土木部広域道路推進室に置くものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

附 則

この規約は、令和5年1月16日から施行する。

核都市広域幹線道路(埼玉新都心線～東北道付近)地元検討会

委員名簿

R7.8.4

氏 名	所 属 及 び 役 職	備 考
久保田 尚	埼玉大学 名誉教授	委員長
日原 由香子	埼玉大学大学院 理工学研究科 生命科学部門 教授	
深堀 清隆	埼玉大学大学院 理工学研究科 環境科学・社会基盤部門 准教授	
大森 有理	大森法律事務所 弁護士	
香田 晃宏	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 副所長	
日比野 恭彦	埼玉県 県土整備部 県土整備政策課 副課長	
横地 一久	さいたま市 建設局 土木部 道路計画課 課長	
瀬庭 一仁	さいたま市 建設局 土木部 広域道路推進室 室長	

山口 亮太	東日本高速道路(株) 関東支社 総合企画部 総合企画課 課長	オブザーバー
峯村 智也	首都高速道路(株) 計画・環境部 計画調整課 課長	オブザーバー

(事務局)	関東地方整備局 大宮国道事務所 計画課 埼玉県 県土整備部 県土整備政策課 さいたま市 建設局 土木部 広域道路推進室	
-------	---	--